

屋外からの進入を防止する必要がある特別の理由を定める件

平成十二年五月三十一日

建設省告示第千四百三十八号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百六条の六の規定に基づき、屋外からの進入を防止する必要がある特別な理由を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百六条の六の屋外からの進入を防止する必要がある特別の理由は、次に掲げるものとする。

- 次のいずれかに該当する建築物について、当該階に進入口を設けることにより周囲に著しい危害を及ぼすおそれがあること。
 - 放射性物質、有害ガスその他の有害物質を取り扱う建築物
 - 細菌、病原菌その他これらに類するものを取り扱う建築物
 - 爆発物を取り扱う建築物
 - 変電所
- 次に掲げる用途に供する階(階の一部を当該用途に供するものにあつては、当該用途に供する部分以外の部分を一の階とみなした場合に令第二百六条の六及び第二百六条の七の規定に適合するものに限る。)に進入口を設けることによりその目的の実現が図られないこと。
 - 冷蔵倉庫
 - 留置所、拘置所その他人を拘禁することを目的とする用途
 - 美術品収蔵庫、金庫室その他これらに類する用途
 - 無響室、電磁しゃへい室、無菌室その他これらに類する用途

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。